＼事業に取り組む方々を支援！／

中小企業 小規模事業者が使える 主な融資制度のご案内

お問い合わせはこちらまで
福岡商工会議所 中小企業経営支援部

◇ 東部／中央オフィス（東・博多・中央区担当）
TEL 092-441-2161　博多区博多駅前2-9-28 本所2階

◇ 南部オフィス（南区担当）
TEL 092-562-4117　南区大橋2-1-1 大橋花村ビル2階

◇ 西部オフィス（城南・早良・西区担当）
TEL 092-831-4151　早良区西新1-10-27 西新プライムビル4階

※金利等融資条件は、経済状況などによって変わることがあります。　2025年4月1日現在

▶ 一般資金の融資制度はこちら！ ▶

日本政策金融公庫

一般貸付

資金使途：設備資金・運転資金
対象：事業を営むほとんどの業種の中小企業の方（業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます）
融資限度額：4,800万円
融資利率(年利%)：基準利率　無担保　2.90～4.00
有担保　1.90～3.60

保証利率(%)：なし
融資期間：設備資金　10年以内(うち据置2年以内)
運転資金　5年以内（うち据置1年以内）
特に必要な場合7年以内
保証人・担保：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

【備考】ご融資期間や担保の有無等の諸条件により、実際には異なる利率が適用されることがあります。

福岡市

商工業振興資金

資金使途：設備資金・運転資金
対象：中小企業者等
融資限度額：1億円
融資利率(年利%)：1.5%（融資期間5年以内の場合）
1.7%（融資期間5年超10年以内の場合）

保証利率(%)：0.36～1.66%
融資期間：5年以内(うち据置1年以内)
5年超10年以内(うち据置2年以内)
保証人：原則として、法人：代表者　個人：不要
担保：必要に応じて

小口事業資金

資金使途：設備資金・運転資金
対象：小規模企業者 ※特定非営利活動法人は利用不可
融資限度額：2,000万円 ※【備考】参照
融資利率(年利%)：1.3%

保証利率(%)：0.33～1.72%
融資期間：10年以内(うち据置2年以内)
保証人：原則として、法人：代表者　個人：不要
担保：原則として不要

【備考】既存の保証付き融資残高との合計が2,000万円の範囲内となる新規保証が対象となります。

福岡県

小規模事業者振興資金

資金使途：設備資金・運転資金
対象：小規模企業者
融資限度額：設備資金　8,000万円以内
運転資金　5,000万円以内
融資利率(年利%)：1.4%

保証利率(%)：0.25%～1.62%
融資期間：10年以内(うち据置2年以内)
保証人：原則として、法人：代表者　個人：不要
担保：必要に応じて徴求

▶ 創業資金の融資制度はこちら！ ▶

日本政策金融公庫

新規開業・スタートアップ支援資金

資金使途：設備資金・運転資金
対象：新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方
融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
融資年率(年利%)：基準利率
無担保　2.90～4.00（税務申告を2期終えている方）
3.00～4.10（税務申告を2期終えていない方）
有担保　1.90～3.60

○女性の方、35歳未満または55歳以上の方　－0.4%　(特別利率A)
○特定創業支援等事業認定者　－0.4%　(特別利率A)
○特定創業支援等事業認定者かつ女性　－0.65%（特別利率B)
○特定創業支援等事業認定者かつ35歳未満　－0.65%　(特別利率B)

保証利率(%)：なし
融資期間：設備資金　20年以内(うち据置5年以内)
運転資金　10年以内(うち据置5年以内)
保証人・担保：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

【備考】
・上記対象のうち、「新たに事業を始める方 または 事業開始後税務申告を2期終えていない方」に該当する場合は【創業支援貸付利率特例制度】がご利用可能です。同制度を併用した場合は、利率が一律－0.65%（雇用の拡大を図る場合は－0.9%） となります。
・ご融資期間や担保の有無等の諸条件により、実際には異なる利率が適用されることがあります。

福岡市

創業支援資金（スタートアップ資金）

資金使途：設備資金・運転資金
対象：次のいずれかに該当する中小企業者等
ア.事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方
イ.事業開始後2年を経過していない方で、それまで事業を営んでいなかった方
※特定非営利活動法人は利用不可

融資限度額：3,500万円（創業前は2,000万円）
融資利率(年利%)：1.3%
保証料率(%)：0.00%
融資期間：10年以内(うち据置2年以内)
保証人：原則として、法人：代表者　個人：不要
担保：不要

【備考】「対象」に定める要件に加え、個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が次のいずれかに該当する場合は、融資利率が1.2%となります。●女性の場合(女性スタートアップ資金)　●50歳以上の場合(「福岡100」スタートアップ資金)

福岡県

新規創業資金（若年者創業型）（支援創業型）

資金使途：設備資金・運転資金
対象：（若年者創業型）
新規創業する個人又は会社で、代表者が35歳未満
（支援創業型）
新規創業する個人又は会社で、特定創業支援等事業の認定を受けた方
※いずれも創業後１年未満の者を含む
※いずれもNPO法人の場合、一部対象外

融資限度額：（若年者創業型）　1,000万円
（支援創業型）　2,000万円
融資利率(年利%)：1.2%
保証料率(%)：0.00%
融資期間：設備 10年以内　運転 7年以内
（うち据置2年以内）
保証人：原則として、法人：代表者　個人：不要
担保：不要

【備考】スタートアップ創出促進保証適用時は据置1年以内、保証料率＋0.2%

米国の関税措置により影響を受ける事業者の皆様へ

福岡県商工部中小企業振興課　作成（令和7年5月1日時点）

福岡県では米国関税により影響を受ける中小・小規模事業者（個人事業主を含む）の皆さまに対し、福岡県独自の制度融資「米国関税対策特別融資」による資金繰り支援を実施します。

福岡県制度融資「米国関税対策特別融資」による支援

融資対象	米国関税措置の影響を受け、売上が5%以上減少した、または減少が見込まれる中小企業
融資限度額	3千万円
資金使途	運転資金　※原則として、既存借入れの借換はできません。
融資期間	10年以内（据置2年以内）
融資利率	1．3%
保証料率	0．25～1．62%
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求　（保証人）原則として法人は代表者のみ　個人は不要
申込先	取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

ご利用いただける方

県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者で、以下の①又は②に該当することについて、商工会議所又は商工会の認定を受けた方が対象です。

①米国関税措置の影響により直近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること

②米国関税措置の影響により直近1か月の売上高等とその後2か月の見込売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。

※申込にあたっては、米国関税措置による影響の具体的内容について、申請書に記載が必要です。

・手続きの方法

STEP.1　融資対象要件に該当することについて、商工会議所・商工会で認定を受けてください。

STEP.2　融資申込書類等を作成し、申込先に提出してください。

【お問い合わせ先】

福岡県商工部中小企業振興課　電話 092-643-3424

制度の詳細は、県ホームページからご確認いただけます。

（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r7yuushiseidoannai.html）

福　岡　県